

久喜市スポーツ推進計画の概要について

1 スポーツ推進計画の概要

久喜市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条にいう「地方スポーツ推進計画」に相当するものとして策定するものです。

地方スポーツ推進計画は、国が策定するスポーツ基本計画を参酌して策定される、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画をいい、都道府県及び市区町村が定めるよう努めるものとされています（スポーツ基本法第10条第1項）。

2 久喜市スポーツ推進計画の趣旨

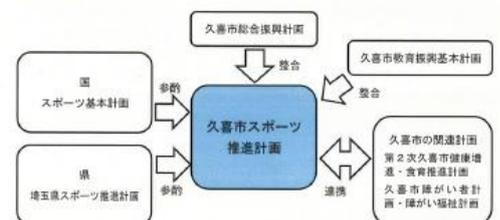
久喜市スポーツ推進計画は、本市がスポーツを推進するための基本的な方向性を定める計画として策定するものです（久喜市スポーツ推進計画P2）。

3 久喜市スポーツ推進計画の位置づけ

久喜市スポーツ推進計画は、

- ① 第2期スポーツ基本計画（国策定、計画期間平成29年～令和3年）
- ② 第2期埼玉県スポーツ推進計画（埼玉県策定、計画期間平成30年～令和4年）
- ③ 久喜市総合振興計画
- ④ 久喜市教育基本計画
- ⑤ その他の各分野における久喜市の基本計画

これらの計画と整合性を図りながら策定します。



4 久喜市スポーツ推進計画における「スポーツ」の意義

(1) 「スポーツ」という語の概念

スポーツ基本法はその前文第2段において、「スポーツ」について、

- 「
- ① 心身の健全な発達
 - ② 健康及び体力の保持増進
 - ③ 精神的な充足感の獲得
 - ④ 自立心その他の精神の涵養

等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義しています。

この考え方を踏まえ、久喜市スポーツ推進計画においては、

- ① 競技としてのスポーツ はもちろん、
- ② 体力づくりや健康の保持増進のために行う運動、
- ③ 趣味や交流のために気軽に身体を動かすこと、
- ④ レクリエーション活動、
- ⑤ 日常の生活や仕事・家事の合間の簡単な運動

も「スポーツ」として幅広く捉え、対象とします。

(2) 「スポーツとのかかわり方」の概念

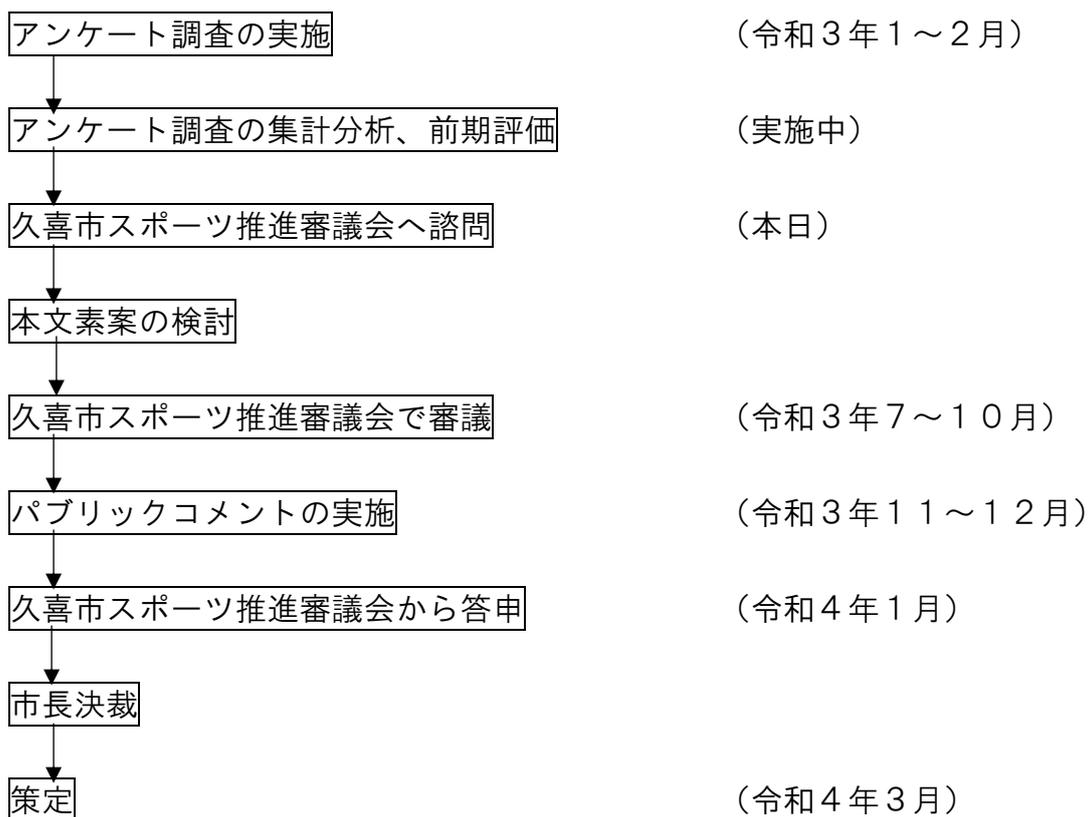
スポーツには、実際にスポーツを行うことで得られる健康や体力増進の他、スポーツを観戦したりボランティア等としてかかわることを通じて得られる楽しさや喜び、また人とつながることのできる力があります。できるだけ多くの市民がこれらのスポーツの持つ価値を享受し、久喜市に住むことでスポーツを通じて潤いのある人生を送ることができるよう、久喜市スポーツ振興計画では、

- ① 「する」スポーツ のほか、
- ② 「みる」スポーツ
- ③ 「ささえる」スポーツ

といったかかわり方についても、取り上げていきます。



5 計画策定の流れ



6 第2期久喜市スポーツ推進計画の計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）